

依存対策基本法、健康増進法改正案など相次ぎ成立

今後は基本法をベースに新たな規制強化の可能性も 受動喫煙防止は細かい技術的基準など定める省令待ち

ギャンブル依存対策を国の施策として行なう対策基本法や我が国におけるカジノの開設を可能とするIR実施法、さらには受動喫煙対策を軸とした健康増進法改正案など、業界に大きな影響を与える法案が目白押しとなった今国会では、その終盤まで慌ただしい展開が続いた。

当初はいずれも比較的スムーズに成立するとの見方が強かったが、国会の前半はモリカケ問題やセクハラ問題で空転。これらの成立を目指して会期を延長した後半には、広い地域で甚大な被害をもたらした西日本豪雨で、政府与党の対策が批判を浴びるなどし、法案の審議に影響を与えている。

そのうち、自民、公明、日本維新の会が提出していたギャンブル等依存症対策基本法案は7月6日、参議院本会議で成立した。成立した法案は、国会が始まった当初に提出された与党案をベースに、維新が主張した関係者会議の設置などを盛り込み、5月中旬に再提出された修正案。5月25日の衆議院本会議での成立を経て参議院に送付されていたもので、付託された参院内閣

委員会では、採択にあたって付帯決議が設けられている。

付帯決議では、政府に対して啓発を含む広告及び宣伝の在り方や入場管理の在り方、本人や家族の申告に基づく利用制限の在り方などを検討するよう求めた。また、関係事業者には、本法がギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人をできるだけ少なくするためのものであることを踏まえ、その事業活動を行うにあたっては、予防等に可能な限り配慮することを明記。さらに、警察当局には違法に行われるギャンブル等について、取締りを一層強化することを求めている。

この法案の審議にあたっては、付託された衆参の内閣委員会に参考人としてリカバリサポート・ネットワークの西村直之代表が出席した。席上、西村代表は、パチンコ業界の対応の現状を説明するとともに、依存問題の専門家としての意見を述べた。野党議員の多くは、西村代表の意見を尊重する一方で、ギャンブル依存対策を総合的に進めるためには、まずはパチンコの対策を強化すべきとする意見

や、旧規則機が市場に長く残ることを疑問視する意見が出ている。

基本法では、依存症対策を総合的に進めるため、官房長官を本部長とする推進本部を設け、その下に関係者会議を設置することになっている。関係者会議は、「ギャンブル等依存症である者等及びその家族を代表する者、関係事業者並びにギャンブル等依存症問題に関し専門的知識を有する者」で構成。基本計画の作成や施策の評価では、本部は同会議の意見を聴く義務がある。

今後は、この基本法をベースとした関係者会議の意向などで、パチンコ業界に対してもさらなる施策の実施が求められる可能性が高い。都道府県単位でも条例などで個別具体的な規制の強化がなされることも想定されている。

一方、4月27日に国会に提出されていたIR実施法案は、6月19日、衆議院本会議で可決され、参議院に送付された。翌20日、衆議院本会議は今国会会期を7月22日まで32日間延長することを議決し、IR実施法案を含む重要法案の成立に確実を期す構えを示していたが、西日本豪雨の影響などで現時



7月5日の参議院内閣委員会でパチンコ依存問題などで説明にあたりリカバリサポート・ネットワークの西村代表

点ではまたもや流動的になっている。

会期ギリギリになって可決されたのは健康増進法改正案。これによって、パチンコ店でも遊技しながらの喫煙は基本的にNGとなった。加熱式たばこであれば遊技しながらの喫煙は可能となるが、その専用コーナーの設置や紙巻きタバコを含めた喫煙専用室の技術的基準などは、今後策定される政令、省令を待たなければわからない。

また、国の法律以上の規制強化を指していた東京都の知事提案による受動喫煙防止条例は、飲食店業界の強い反対を振りきり、6月に可決された。ただしこちらは、パチンコ業界への直接的影響は薄いものになり、国の法律と同様の取扱いになっている。